



広報

安全・安心るいけ交番

広報紙10月号

八戸警察署 : Tel 43-4141

類家交番 : Tel 24-3012

子供に関する相談は少年サポートセンターへ

少年サポートセンターは以下のような活動をしています。

● 少年相談活動

悩みを抱えているお子さん自身、保護者の方などから、内容問わず相談に応じます。
少年問題に関する専門的な知識や技能を持つ「**少年補導職員**」が対応します。

● 継続的な支援活動

少年や保護者の抱えている問題や悩みが、

- エスカレートしない
- 繰り返さない



よう、また、犯罪などの被害に遭った少年の精神的被害の回復・軽減を図り、

- 再被害に遭わない

ように少年や保護者に寄り添い、継続的な支援を行っています。

他にも「面接」や「電話」による助言指導、ケースに応じて、「修学・就労支援」「学習支援」「農作業体験」「物づくり体験」など、保護者の同意を得た上で、継続的な支援を行い、少年の立ち直りを支援しています。

★ 八戸少年サポートセンター（八戸警察署内） 0178-22-7676

受付時間：月～金 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く）

自転車の交通ルールを守りましょう！

令和8年4月から自転車の交通違反に対して青切符による取締りが導入されます。

特に以下のような乗り方に注意してください。

- 1 スマートフォン等を見ながらの運転
令和8年4月1日から反則金1万2千円を支払う対象となります。
- 2 並走しながらの運転
令和8年4月1日から反則金3千円を支払う対象となります。
- 3 傘を差しながらの運転
令和8年4月1日から反則金5千円を支払う対象となります。

今一度、自分の自転車の乗り方を見直しましょう。

横断歩道は歩行者優先

車両の運転者は、横断歩道は「歩行者優先」の意識を持ち、歩行者は手を上げるなどの合図をして安全に横断しましょう。

車両は、横断歩道に接近する場合、

- 1 歩行者がいなか確認
- 2 横断歩道付近に歩行者がいたら、その手前で停止できる速度に減速
- 3 横断歩道を横断している、または、横断しようとしている歩行者がいるときは手前で一時停止

をしなければ「横断歩行者等妨害等」の違反になるので気を付けましょう

